

各論 1

目標①【健やか】

いきいきと生活し、積極的に社会参加できるまち

【施策の方向性1】生きがい・社会参加・高齢者活躍の推進

《具体的な取組み》

高齢者の生きがいづくりに資する、多様なライフスタイルに対応した教養・文化活動、生涯スポーツ活動の機会の提供と活動への支援を行っていきます。

また、高齢者が豊かな知識や経験を活かしながら、多様な地域活動に主体的に取り組むことができるよう、社会参加のきっかけづくりに向けた情報提供や場の提供のほか、人材育成などの環境整備に取り組みます。

（基本的な施策1）教養・文化・スポーツ活動の促進

高齢者が教養・文化を学ぶ場やスポーツ活動等の機会の提供、活動の促進を行い、高齢者同士の仲間づくりや多世代交流を行いながら、いきいきと生活できる生きがいづくりを進めます。

●教養・文化活動などの機会提供と活動支援

No.	事業名 (担当課)	事業概要
	年長者研修大学校の運営 (保健福祉・高齢者支援課)	高齢者の生きがいづくりや仲間づくりに加え、地域活動や社会貢献活動を担う人材の育成を目的に、周望学舎および穴生学舎の「年長者研修大学校」で高齢者を対象とした講座を実施します。また、高齢者の高度な学習ニーズに対応するため、市内の大学と連携した校外授業（シニアカレッジ）を開催します。
	年長者作品展 (保健福祉・高齢者支援課)	高齢者の創造の喜びと創作意欲を高め、生きがいづくりを支援することを目的に、高齢者が製作した作品の発表の場として作品展を各区で実施します。
	年長者施設利用証 広域連携事業 (保健福祉・高齢者支援課)	高齢者の社会参加の促進を図るため、市立の文化、観光、体育施設など（福岡市や下関市の施設も一部含む）を無料又は割引料金で利用できる「高齢者施設利用証」を交付します。
	生涯学習活動促進事業 (教育・生涯学習課)	「いつでも、どこでも、誰でも」自由に学習ができるよう、学習機会を充実し、学習情報を提供します。また、学習の成果を生かすことのできる活動機会を提供します。（生涯学習市民講座の開設、市民センターだより（館報）の発行、文化祭の開催、地域デビュー支援事業の実施）

	<p>生涯学習推進 コーディネーター配置事業 (教育・生涯学習課)</p>	<p>市民の生涯学習の推進ならびに市民センター等の活用を図るため、学習機会や人材等、地域に関する様々な情報の収集や提供などを行う「生涯学習推進コーディネーター」を市民センター及び生涯学習総合センターに配置します。</p>
	<p>地域における 伝統文化の発掘・継承 (市民文化スポーツ・文化振興課)</p>	<p>地域に根ざした固有の伝統文化については、人々の営みの中で大切に受け継がれてきたものであり、これを地域で次世代へ継承するため、指定された無形民俗文化財の保存継承活動などに対して支援を行います。</p>

●生涯スポーツ活動の機会提供と活動支援

No.	事業名 (担当課)	事業概要
	<p>北九州穴生ドームの運営 (保健福祉・高齢者支援課)</p>	<p>高齢者をはじめとした市民の健康・体づくり、世代間の相互交流およびニュースポーツの振興を図るため、高齢者の健康増進施設である北九州穴生ドームを運営します。</p>
	<p>全国健康福祉祭 北九州市選手団派遣事業 (保健福祉・高齢者支援課)</p>	<p>各種スポーツや文化・福祉イベントを通じて、高齢者の健康の保持増進、社会参加、生きがいの高揚を図り、ふれあいと活力のある長寿社会づくりを推進するため、各県持ち回りで毎年開催される「全国健康福祉祭(ねんりんピック)」に北九州市選手団を派遣します。</p>
	<p>シルバースポーツ大会 開催助成 (保健福祉・高齢者支援課)</p>	<p>スポーツを通じた高齢者の生きがいづくりを促進するため、ねんりんピックの競技種目で60歳以上の高齢者が参加する全市的なスポーツ大会の開催経費の一部を助成します。</p>
	<p>地域スポーツ振興事業 (市民文化スポーツ・スポーツ振興課)</p>	<p>各区における地域スポーツの普及振興を図るため、ニュースポーツ用具の整備及び各種交流大会を実施します。</p>

	<p style="text-align: center;">市民参加型 スポーツイベントの開催 (市民文化スポーツ・スポーツ振興課)</p>	<p>市民参加型のスポーツイベントを開催し、多くの市民に参加してもらうことで、市民のスポーツに対する興味・関心を高め、生涯にわたってスポーツに取り組み、健康で充実した生活を送ろうとするきっかけをつくることができます。</p>
	<p style="text-align: center;">総合型地域スポーツクラブ 育成・支援事業 (市民文化スポーツ・スポーツ振興課)</p>	<p>「だれもが、いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現を目指し、各自の興味やレベルに応じて参加できる多世代・多種目型のクラブ（総合型地域スポーツクラブ）の育成を推進します。</p>
	<p style="text-align: center;">指導者育成事業 (市民文化スポーツ・スポーツ振興課)</p>	<p>生涯スポーツの振興を図るため、生涯スポーツに関する専門的な知識と技能を学ぶため「北九州市生涯スポーツリーダー養成講座」を実施します。</p>

（基本的な施策2）社会参加のきっかけづくりに向けた環境整備

高齢者が地域活動や就労を通して社会とのつながりを持ち続け、いきいきと活躍できるよう、「高齢者いきがい活動ステーション」や「高年齢者就業センター」などによる情報提供やコーディネートを行っていきます。

また、「年長者いこいの家」や「老人クラブ」など、高齢者の交流活動の場の提供・支援を行っていくほか、高齢者が培ってきた経験や教養などを活かしたボランティア活動の場を提供していきます。

さらに、高齢期を迎えてもいきいきと充実した生活を送ることができる高齢社会を構築していくため、社会参加の重要性に関する意識啓発を、高齢世代のみならず現役世代に対しても行っていきます。

●活動のための情報の提供

No.	事業名 (担当課)	事業概要
	<p style="text-align: center;">高齢者いきがい活動 支援事業 (保健福祉・高齢者支援課)</p>	<p>高齢者の社会貢献や生きがいづくりを促進するため、高齢者の参加しやすいボランティア活動、生涯学習、仲間づくり情報などの収集や情報提供をホームページ上にて行います。さらに、活動を希望する相談者に個別に対応し、活動のマッチングまでを行う仕組みづくりを進めます。</p>

	<p>高年齢者雇用環境づくり事業 (産業経済・雇用政策課)</p>	<p>「北九州市高年齢者就業支援センター」を拠点に、ハローワークなどの関係機関と連携して、高齢者の多様な就業ニーズに沿った相談支援から生活設計に関するセミナーの開催までをワンストップで提供します。また、「福岡県70歳現役応援センター北九州オフィス」(※)と連携し、相談者の年齢に応じた、きめ細やかな就業支援を行っていきます。さらに、高齢者の就業機会の提供を行う「北九州市シルバー人材センター」(※)の会員増や就業確保に向けた支援を行い、高齢者の社会参加を促進します。</p>
	<p>NPO・ボランティア活動 促進事業 (市民文化スポーツ・市民活動推進課)</p>	<p>市民活動促進のため、市民活動サポートセンターを拠点として、NPO・ボランティア活動や協働等に関する相談、情報提供、研修の開催などの支援を実施します。</p>
	<p>ボランティア活動推進事業 (保健福祉・いのちをつなぐネットワーク推進課)</p>	<p>市内のボランティア活動の活性化のため、ウェルとばたと各区の「ボランティア・市民活動センター」において、ボランティアのコーディネートや活動支援のほか、関係団体と協働して啓発や情報の収集などを行います。</p>

【参考】

※ 福岡県70歳現役応援センター

「70歳現役社会づくり」の総合的な支援拠点として、おおむね65歳以上の高齢者に対する就業に関する個別相談・情報提供、職業紹介などを行う福岡県の機関です。平成25年5月には小倉北区内に北九州オフィスが開設されています。

※ 北九州市シルバー人材センター

「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき、臨時・短期的その他軽易な就業を希望する60歳以上の市内高齢者に、組織的に就業機会の確保・提供を行う公益社団法人です。新たな取り組みとして、65歳以上の高齢者のみの世帯に会員が軽作業を提供する「シルバーワンコインサービス事業」や、生活支援サービスと家族への安心情報の提供を組み合わせた「親孝行代行サービス事業」などを展開しています。

●活動のための場の提供と活動支援

No.	事業名 (担当課)	事業概要
	<p>年長者いこいの家 (保健福祉・高齢者支援課)</p>	<p>地域の高齢者に対して、教養の向上及びレクリエーション活動などの場を提供し、心身の健康増進を図るため、年長者いこいの家の運営及び活動に必要な経費の補助や、建物の修繕・補修工事を実施します。</p>
	<p>新門司老人福祉センターの 管理運営 (保健福祉・高齢者支援課)</p>	<p>高齢者に対して、介護予防の視点に立ちながら各種相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーション活動を提供する「新門司老人福祉センター」の運営を行います。</p>
	<p>市民センター整備事業 (市民文化スポーツ・地域振興課)</p>	<p>市民センターは、地域における住民の交流及び自主的活動の拠点施設として、概ね1小学校区1市民センターを基本に設置しています。学研地区に新設される小学校区について市民センターを設置するとともに、既存の市民センターの改修や建替えを行います。</p>
	<p>老人クラブ活動の促進 (保健福祉・高齢者支援課)</p>	<p>老人クラブの地域社会における社会奉仕活動等を促進し、高齢者福祉の増進を図ります。また、老人クラブが、地域における世代間交流を深めるとともに、地域社会の一員として介護予防への取り組みを行うなど、積極的な役割を果たすことができるよう支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 単位老人クラブへの助成 ② 市・区老人クラブ連合会への助成 ③ 高齢者の健康づくり支援事業 ④ 年長者の生きがいと創造の事業
	<p>高齢者ふれあい入浴事業 (保健福祉・高齢者支援課)</p>	<p>高齢者が地域でふれあう機会を提供することを目的に、市内の普通公衆浴場（銭湯）において65歳以上の高齢者が無料で利用できる「高齢者ふれあい入浴の日」を設けます。</p>

	<p>北九州環境みらい学習システム（ESD）の推進 （環境・環境学習課）</p>	<p>市内の恵まれた自然や充実した環境関連施設、さらに蓄積した環境の取組み、先進技術等を学習素材として、エコツアーガイドや地域の環境リーダーを育成するなど、多世代の多くの市民が環境に関する知識や行動力を身に付けることができる仕組みづくりを行うとともに、ESDの視点を持った市民の環境力向上を目指します。</p>
	<p>観光マインド育成事業 （産業経済・観光・コンベンション課）</p>	<p>観光客をあたたかく迎えるため、市民のホスピタリティ向上を目的とした「百万にここにホスピタリティ運動」を展開します。また、隔年で実施する「北九州観光市民大学」において、観光施設などの解説・案内をする「観光案内ボランティア」を募集・育成し、「観光案内ボランティア」制度の運営支援と併せて、活動の場を提供します。</p>
	<p>博物館ボランティア活動推進事業 （市民文化スポーツ・自然史・歴史博物館普及課）</p>	<p>博物館においてボランティア活動を行う人材を育成するとともに、展示解説、普及講座・体験学習補助など活動の場を提供します。</p>
	<p>美術ボランティア養成事業 （市民文化スポーツ・美術館普及課）</p>	<p>美術ボランティアの活動の場として、来館者に展覧会や美術作品の価値や魅力を伝えるための解説をお願いしています。また、美術資料等の整理・分類、ワークショップ等の教育活動の事業支援を行う美術ボランティアの養成を促進します。</p>
	<p>スクールヘルパーの配置 （教育・指導企画課）</p>	<p>保護者や地域の方などを「スクールヘルパー」として学校に登録し、様々な知識や経験を活かしながら、学校教育の場においてボランティアとして教育活動支援を行います。</p>
	<p>地域でつくる子育て応援事業 （子ども家庭・子育て支援課）</p>	<p>区の保健・医療・福祉・地域連携推進協議会やまちづくり協議会等と連携し、子育てに関するボランティア活動や地域特性を活かした子育て支援活動を支援します。</p>

	家庭・地域・学校の連携推進 (教育・生涯学習課)	子どもの生きる力をはぐくみ、心豊かでたくましい子どもを育てるため、体験活動の機会の充実や地域ぐるみで子どもを見守る「あいさつ運動」など、地域や家庭と学校が一体となった取組みを推進し、地域の教育力の向上を図ります。
	まちの森プロジェクト ～環境首都 100 万本植樹～ (環境・環境未来都市推進室) (財政・財産活用推進課) (建設・緑政課) (保健福祉・高齢者支援課)	未利用市有地や公園の一部を、無償で自治会やまちづくり協議会などの地域の自治組織に貸し出し、植樹用の苗木の育成や、花壇・菜園などに活用してもらうことで、街なかの緑を増やすとともに、高齢者の生きがいや健康づくり、多世代交流等を促進します。
再	地域に役立つ公園づくり (建設・公園建設課)	(再掲 安心して行動できる生活環境の整備)

●高齢社会に関する啓発

No.	事業名 (担当課)	事業概要
	敬老行事 (保健福祉・高齢者支援課)	長年にわたって社会に貢献してきた高齢者を敬うとともに、市民の高齢社会に対する認識を深めるため、さまざまな長寿のお祝いに関連する事業を行います。 ①年長者の祭典 ②長寿祝金 ③長寿祝品 ④地域で行われる敬老行事への助成
	高齢社会を考える区民の集い (保健福祉・高齢者支援課)	高齢社会への共通の理解と認識を確立し、友愛訪問や地域助け合い活動などを活発にしていくことを目的に、区ごとに啓発イベントを開催します。

（基本的な施策3）社会貢献の意欲のある高齢者を地域での生活支援の担い手につなげていく仕組みづくり

社会貢献の意欲のある高齢者が、豊かな知識や経験を活かしながら、地域における多様な生活支援の活動に取り組むことができるよう、「高齢者いきがい活動ステーション」や「ボランティア・市民活動センター」、さらに（仮称）地域支援コーディネーターの連携による仕組みづくりを進めていきます。

また、年長者研修大学校や生涯現役夢追塾、各種ボランティアの養成講座などを通じて、地域活動の担い手となる人材の育成に取り組んでいきます。

●地域における社会貢献活動の支援

No.	事業名 (担当課)	事業概要
	高齢者地域活動助成事業 (保健福祉・高齢者支援課)	高齢者を主たる対象とした生きがいづくりや健康づくりなどの地域活動に対して助成を行うとともに、高齢者が主体となった社会貢献活動に対する助成を行います。
	市民活動保険 (市民文化スポーツ・市民活動推進課)	市民が安心して地域活動やボランティア活動に参加できるように、市が保険料を負担し、一定の補償を行う保険制度を実施します。
再	高齢者いきがい活動 支援事業 (保健福祉・高齢者支援課)	(再掲 社会参加のきっかけづくりに向けた環境整備)
再	ボランティア活動推進事業 (保健福祉・いのちをつなぐネットワーク推進課)	(再掲 社会参加のきっかけづくりに向けた環境整備)
再	【新】 (仮称) 地域相談支援事業 (保健福祉・いのちをつなぐネットワーク推進課)	(再掲 見守り・支え合いネットワークの充実)
再	老人クラブ活動の促進 (保健福祉・高齢者支援課)	(再掲 社会参加のきっかけづくりに向けた環境整備)
再	小地域福祉活動の推進 (保健福祉・いのちをつなぐネットワーク推進課)	(再掲 見守り・支え合いネットワークの充実)

●地域社会の担い手となる人材の育成

No.	事業名 (担当課)	事業概要
	生涯現役夢追塾の運営 (保健福祉・高齢者支援課)	退職後なども今まで培ってきた技術や経験を活かし、社会貢献活動や産業経済活動などの担い手として活躍していく人材の発掘と養成を行う「生涯現役夢追塾」を運営します。
	ボランティア大学校運営事業 (保健福祉・いのちをつなぐネットワーク推進課)	地域ニーズに対応した研修内容の充実、研修機会の拡大に努め、地域福祉やボランティア活動を担う人材の養成を行います。また、企業における従業員のボランティア活動等を促進するため、企業の社会貢献活動担当者を対象にしたセミナーを開催します。
再	年長者研修大学校 (保健福祉・高齢者支援課)	(再掲 教養・文化・スポーツ活動の促進)
再	市民後見促進事業 (保健福祉・高齢者支援課)	(再掲 高齢者の権利擁護の推進)
再	健康づくり推進員の 養成・活動支援事業 (保健福祉・健康推進課)	(再掲 健康づくり・介護予防・生活支援サービスの 基盤整備の推進)
再	食生活改善推進員の 養成・活動支援事業 (保健福祉・健康推進課)	(再掲 健康づくり・介護予防・生活支援サービスの 基盤整備の推進)
再	介護支援ボランティア事業 (保健福祉・介護保険課)	(再掲 生涯を通じた健康づくり・介護予防の推進)

【施策の方向性2】健康づくり・介護予防・生活支援の充実

《具体的な取組み》

より効果的な介護予防を図るため、介護予防事業（一次・二次予防事業）内容の見直し、生活支援サービスの創出の促進に取り組み、介護予防給付の一部（訪問介護、通所介護）及び介護予防事業（一次・二次予防事業）を「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」（介護予防・生活支援サービス事業、一般介護予防事業）へ円滑に移行させます。

（基本的な施策1）生涯を通じた健康づくり・介護予防の推進

生涯を通じた自主的かつ継続的な健康づくり・介護予防を推進するため、各種教室やイベント等を通じた健康づくり・介護予防に関する正しい知識の普及・啓発、生活習慣病予防・重症化予防を目的とした各種検診や健診後の保健指導などに取り組んでいきます。

●生涯を通じた自主的な健康づくりの推進

No.	事業名 (担当課)	事業概要
	健康マイレージ事業 (保健福祉・健康推進課)	介護予防・生活習慣改善等の取組みや健康診査の受診等をポイント化し、そのポイントを健康グッズなどと交換することで、健康づくりの重要性を広く普及啓発するとともに、市民の自主的かつ積極的な健康づくりへの取り組みを促進します。また、さらに身近で参加しやすい事業となるよう、地域が主体となった仕組みを展開します。
再	市民センターを拠点とした健康づくり事業 (保健福祉・健康推進課)	(再掲 健康づくり・介護予防・生活支援サービスの基盤整備の推進)

●生活習慣病予防・重症化予防のための各種検診の実施

No.	事業名 (担当課)	事業概要
	健康診査 (保健福祉・健康推進課)	がんなどの生活習慣病予防対策の一環として、これら疾患の疑いのある人や危険因子を持つ人をスクリーニングするため、胃がん・大腸がん・乳がん・子宮頸がんなどの各種がん検診や、骨粗しょう症検診・若者（基本）健診を実施します。

	<p>口腔保健支援センター (保健福祉・健康推進課)</p>	<p>歯と口の健康は、美味しい食事や家族や仲間との会話を楽しむ等、生活の質の向上を図るための重要な要素です。乳幼児期から高齢期まで生涯を通じた歯と口の健康づくりの一環として、歯科疾患の早期発見・早期対応を目的とした歯科検診や情報提供・普及啓発を実施することにより歯と口の健康づくりの推進を図ります。</p>
	<p>北九州市国民健康保険 特定健診・特定保健指導 (保健福祉・健康推進課)</p>	<p>生活習慣病を予防するための特定健診の受診率向上を図るとともに、特定保健指導を実施します。また、健診結果や医療費データ等を分析して健康課題を明確にした上で、特定保健指導非対象者にも、効果的な保健指導を行います。さらに、慢性腎臓病予防に向けて、健診結果からかかりつけ医・専門医とをつなぐ予防連携システムを継続して運用し、生活習慣病予防及び重症化予防を進めます。</p>

●健康づくりや介護予防に関する正しい知識の普及・理解の促進

No.	事業名 (担当課)	事業概要
	<p>介護予防に関する 普及・啓発事業 (保健福祉・健康推進課)</p>	<p>介護予防への関心を高め、その重要性や正しい知識を広く周知し、高齢者が主体的に介護予防に取り組んでいただくため、講演会や新聞・リーフレットなどを活用したPR活動を行います。また、地域主体の介護予防を促進するため、健康づくり推進員等の活動支援やスキルアップ研修を実施します。</p>
	<p>百万人の介護予防事業 (保健福祉・健康推進課)</p>	<p>本市が開発したひまわり太極拳やきたきゅう体操を通して介護予防の普及・啓発を図るとともに、高齢者が身近な地域で自主的かつ継続的に健康づくりに取り組めるよう、ひまわりタイチー普及員等の人材育成を図り、自主グループの活動を支援します。</p>
	<p>高齢者のための筋力向上 トレーニング啓発事業 (保健福祉・健康推進課)</p>	<p>運動のきっかけづくりとして高齢者の日常生活に必要な筋力の維持・向上を図ることを目的として、ストレッチなど自宅でも継続して取り組むことのできる運動を中心とした筋力トレーニング教室を開催します。</p>

	お口の元気度アップ事業 (保健福祉・健康推進課)	市民の健康寿命の延伸を目指し、高齢者が「食べること」を通じて楽しみを感じるとともに、誤嚥・窒息防止、肺炎予防等を行うために、口腔機能の維持、向上の重要性や正しい知識、技術の普及啓発を行います。
	高齢者食生活改善事業 (保健福祉・健康推進課)	高齢者が「食べること」を通じて低栄養状態を予防し、自分に合った適正な食事量を把握するための正しい知識と技術の普及・啓発を、対象者のニーズに合わせて講話や調理実演、個別相談など様々な形態で行います。高齢者が参加しやすいように、地域の市民センターや区役所で開催します。
	高齢者尿失禁予防事業 (保健福祉・健康推進課)	閉じこもりなどの生活機能の低下を招く原因の1つである尿失禁に関する正しい知識の普及啓発や尿もれ予防体操の実技指導、医師の個別相談などを行うことで、日常生活習慣の改善や生活の質(QOL)の向上を図ります。
	公園で健康づくり事業 (保健福祉・健康推進課)	高齢者の健康づくりに効果的な健康遊具を設置した公園で、健康遊具の適切な利用法や運動方法を学ぶ運動教室を開催するとともに、地域で介護予防運動を普及する普及員の養成を行うなど、身近な公園を活用した市民の継続的な健康づくり活動を支援します。
	介護支援ボランティア事業 (保健福祉・介護保険課)	高齢者の社会参加や地域貢献を奨励・支援し、健康増進や生きがいづくりにつなげるため、高齢者が介護保険施設等でボランティア活動を行った場合に、その活動を評価してポイント化し、ポイントを換金又は寄付することができる事業を推進する。
	食生活改善推進員による 訪問事業 (保健福祉・健康推進課)	食生活改善推進員が地域の高齢者宅を訪問し、食事に関する状況確認や助言をすることで高齢者の低栄養予防の普及啓発を行います。
再	認知症を予防するための 心と体の健康づくり事業 (保健福祉・認知症対策室)	(再掲 認知症予防の充実・強化)

再	<p>【新】認知症支援・介護予防を総合的に支援する拠点設置 (保健福祉・認知症対策室) (保健福祉・健康推進課)</p>	(再掲 認知症予防の充実・強化)
---	--	------------------

(基本的な施策2) 効果的な介護予防・生活支援の取組みの推進

より効果的な介護予防を図るため、事業対象者の把握方法の見直しに取り組み、要介護状態等となるおそれの高い高齢者の早期把握に努めます。また、介護予防事業（一次・二次予防事業）の事業内容を見直し、高齢者の心身の状態に応じた支援を充実させます。さらに、介護予防給付の一部（訪問介護、通所介護）及び介護予防事業（一次・二次予防事業）の「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」（介護予防・生活支援サービス事業、一般介護予防事業）への円滑な移行を図ります。

加えて、自立支援に向けた介護予防ケアマネジメントを強化すべく、地域包括支援センターが地域ケア会議や研修を効果的に行います。

●効果的な介護予防事業の実施

No.	事業名 (担当課)	事業概要
	通所型介護予防事業 (保健福祉・健康推進課)	<p>要介護状態等となるおそれの高い高齢者に対し、運動・口腔・栄養プログラムを効果的に組み合わせた教室を実施します。専門家が短期間（3カ月）に支援を行い、ADL、IADLの改善を目指します。</p> <p>※ ADL（日常生活動作）とは、日常生活を送る上で必要な食事や排泄、整容、移動、入浴等の基本的な動作を指す。</p> <p>※ IADL（手段的日常生活動作）とは、日常生活を送る上で必要な動作のうち、外出や買い物など、ADLより複雑で高次の動作を指す。</p> <p>※総合事業移行後は、要支援者や基本チェックリストといった簡易な形で要支援者相当と判断された高齢者に対して多様な担い手により提供されるサービスの一部となります。（在宅生活を支援するサービスの充実 参照）</p>

	<p style="text-align: center;">訪問等による 介護予防支援事業 (保健福祉・健康推進課)</p>	<p>要介護状態等となるおそれの高い高齢者に対し、保健師、看護師等が訪問などを行い、高齢者の生活機能に関する問題を総合的に把握・評価し、必要な相談・指導を行う。</p> <p>※総合事業移行後は、要支援者や基本チェックリストといった簡易な形で要支援者相当と判断された高齢者に対して多様な担い手により提供されるサービスの一部となります。(在宅生活を支援するサービスの充実 参照)</p>
	<p style="text-align: center;">高齢者地域交流支援通所事業 (保健福祉・高齢者支援課)</p>	<p>閉じこもりがちな高齢者などへ、運動・栄養・口腔ケアの総合的なプログラムにより、できるだけ自立した状態が長く続くよう、市民センターで、サービスの提供を行います。</p>

●継続的な介護予防ケアマネジメントの実施

No.	事業名 (担当課)	事業概要
再	<p style="text-align: center;">地域包括支援センター 運営事業 (保健福祉・いのちをつなぐネットワーク推進課)</p>	<p>(再掲 地域包括支援センターを中心とした身近な地域での相談・支援体制の充実)</p>

(基本的な施策3) 健康づくり・介護予防・生活支援サービスの基盤整備の推進

市民がより身近な場所で主体的・継続的に健康づくりに取り組むことができるよう、地域における健康づくりや介護予防活動のけん引役となる人材の育成・活動支援、地域のネットワークの連携強化、市民センターや公園など身近な施設を活用した健康づくり事業などに取り組み、地域における健康づくり・介護予防活動を促進します。

また、地域の特性に応じた、多様な主体による生活支援サービスの創出を促進していきます。

●地域主体の活動の促進・環境整備

No.	事業名 (担当課)	事業概要
	高齢者支援のための 地域づくり事業 (保健福祉・いのちをつなぐネットワーク推進課)	市民センターなどを拠点として、保健師を中心とする地域保健関係職員が、地域住民や関係機関と連携し、地域の実情に応じた保健福祉活動を協働で行います。この活動を通して地域福祉のネットワークづくりを支援します。
再	地域包括支援センター 運営事業 (保健福祉・いのちをつなぐネットワーク推進課)	(再掲 地域包括支援センターを中心とした身近な地域での相談・支援体制の充実)
再	(仮称) 地域相談支援事業	(再掲 見守り・支え合いネットワークの充実)
再	健康マイレージ事業 (保健福祉・健康推進課)	(再掲 生涯を通じた健康づくり・介護予防の推進)
	市民センターを拠点とした 健康づくり事業 (保健福祉・健康推進課)	地域の市民センター等を拠点として、市民が主体となった健康づくり事業を実施するため、まちづくり協議会が、健康づくり推進員の会、食生活改善推進員協議会と協力し、医師会、歯科医師会、薬剤師会、栄養士会、行政（保健師等）などと連携して地域の健康課題解決について話し合い、目標設定、計画づくり、実践・評価を行います。
再	公園で健康づくり事業 (保健福祉・健康推進課)	(再掲 生涯を通じた健康づくり・介護予防の推進)
	健康づくりを支援する 公園整備事業 (建設・緑政課)	高齢者等の健康づくりのため、専門家の助言のもと、介護予防に効果的な7種類の健康遊具をセットで配置した拠点公園を整備します。

●健康づくり・介護予防に携わる人材の育成・支援

No.	事業名 (担当課)	事業概要
	健康づくり推進員の 養成・活動支援事業 (保健福祉・健康推進課)	地域における健康づくり・介護予防活動を推進するリーダーの育成のため、運動・栄養・休養に関する研修を行い、健康づくり推進員を養成します。また、健康づくり推進員が行う地域での健康づくり・介護予防に関する情報発信や、ウォーキング教室などの自主活動、知識の普及を支援します。
	食生活改善推進員の 養成・活動支援事業 (保健福祉・健康推進課)	食を通じた健康づくり・介護予防活動を推進するリーダーの育成のため、食生活と生活習慣病などに関する研修を行い、食生活改善推進員を養成します。また、食生活改善推進員が行う地域での食と健康等に関する情報発信や、健康料理普及講習会、ふれあい昼食交流会などの活動を支援します。
再	介護予防に関する 普及・啓発事業 (保健福祉・健康推進課)	(再掲 生涯を通じた健康づくり・介護予防の推進)
再	百万人の介護予防事業 (保健福祉・健康推進課)	(再掲 生涯を通じた健康づくり・介護予防の推進)
再	公園で健康づくり事業 (保健福祉・健康推進課)	(再掲 生涯を通じた健康づくり・介護予防の推進)

各論 2

目標②【支え合い】

高齢者と家族を見守り支え合うまち

【施策の方向性 1】 地域協働による見守り・支援

《具体的な取組み》

地域での見守りや支援の必要な高齢者に対応するため、既存の見守り支援ネットワークを中心に関係者間の連携促進や民間企業・団体とのネットワークづくりを推進するとともに、行政等が実施する様々な見守りにも取り組んでいきます。

（基本的な施策 1）見守り・支え合いネットワークの充実

今後さらに高齢化が進展し、対応困難な事案が増加する中、支援の必要な高齢者が身近な地域で見守り・支援を受け、安心して生活を送ることができるよう、民生委員や福祉協力員等の地域のネットワークはもとより、市民と接する機会のある民間企業や地域団体等と連携した、いのちをつなぐネットワーク事業の強化を図り、地域社会全体で支援の必要な高齢者を見守り、支援していきます。

また、各区に(仮称)地域支援コーディネーターを配置し、ふれあいネットワーク等の互助活動を推進するため、地域関係者と話し合い、地域での支え手の把握や掘り起こしを進めるとともに、いのちをつなぐネットワークや地域包括支援センター等の関係者と連携して、互助の基盤づくりを支援します。

さらに、地域での見守りや相談支援の中心である民生委員が抱える負担を軽減し、期待される役割を十分に担ってもらえる環境づくりを進めます。

●ネットワークを充実させるための取組み

No.	事業名 (担当課)	事業概要
	いのちをつなぐ ネットワーク事業 (保健福祉・いのちをつなぐネットワーク推進課)	地域におけるネットワークや見守りの仕組みを結びつけ、網の目を細かくしていくことで、支援が必要な市民を1人でも多く救えるよう、地域や民間企業・団体及び行政の力を結集して、地域福祉ネットワークの充実・強化を図ります。
	【新】 (仮称) 地域相談支援事業 (保健福祉・いのちをつなぐネットワーク推進課)	地域の見守り・支援を強化するために、(仮称) 地域支援コーディネーターが地域に出向き、福祉協力員等の身近な地域の支え手の発掘や互助活動を支援します。

	<p>民生委員活動支援事業 (保健福祉・いのちをつなぐネットワーク推進課)</p>	<p>民生委員は、地域において、高齢者への声かけや見守りなど、地域福祉活動における中心的な役割を担っています。少子高齢化の進行や、単身世帯の増加等の社会情勢の変化により、支援が必要な人が増加しており、民生委員への期待と負担が増加しています。今後、活動しやすい環境づくりを目指し、支援の充実を図ります。</p>
	<p>小地域福祉活動の推進 (保健福祉・いのちをつなぐネットワーク推進課)</p>	<p>住民が主体となり地域での見守り・支え合いを行う小地域福祉活動を推進するため、北九州市社会福祉協議会が取り組んでいる「ふれあいネットワーク活動」に対し補助金を交付し、活動の充実・強化を図ります。</p>
再	<p>保健・医療・福祉・地域 連携システムの推進 (保健福祉・いのちをつなぐネットワーク推進課)</p>	<p>(再掲 保健・医療・福祉・地域の連携強化)</p>

●行政が実施する様々な見守り

No.	事業名 (担当課)	事業概要
	<p>高齢者住宅等安心確保事業 (保健福祉・高齢者支援課)</p>	<p>ふれあいむら市営住宅及び高齢者向け優良賃貸住宅に、高齢者の安否確認や生活相談などを行う、生活援助員を派遣し、高齢者の安心を確保します。</p>
	<p>市営住宅ふれあい巡回事業 (建築都市・住宅管理課)</p>	<p>市営住宅に居住する高齢者が安心して住めるように、「ふれあい巡回員」が市営住宅を巡回し必要な住宅管理業務を行いながら、市営住宅に住む65歳以上単身者を訪問し、抱えている悩みなどの相談先を助言します。</p>

	<p>いきいき安心訪問の充実 (消防・警防課)</p>	<p>女性消防団員が2人1組となって、一人暮らしの高齢者宅を訪問し、防火防災に関する指導や、家庭内救急事故の予防指導等を実施することにより、火災や重大な事故の発生を未然に防ぐことを目的としています。また、訪問の際に緊急通報システムの設置等も紹介し、有事の際に迅速に対応できるようにしています。</p>
	<p>緊急通報システム事業 (消防・予防課)</p>	<p>在宅の高齢者や重度障害者等の家に火災・ガス漏れセンサー、ペンダント等の緊急通報装置を設置し、緊急事態が生じた際、24時間体制の消防指令センターへ直接通報されます。通報されると同時に消防車や救急車が出動するとともに、地域の協力員による援助を得て救助に当たる等、高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援しています。</p>

【施策の方向性 2】総合的な認知症対策の推進

《具体的な取組み》

国は平成 24 年 9 月に、25 年度から 29 年度までの認知症対策の計画指針として「認知症施策推進 5 か年計画（通称：オレンジプラン）」を公表し、各自治体においても本計画に沿った事業の計画及び実施を求めました。

本市では、「北九州市認知症施策推進計画（北九州市版オレンジプラン）」を策定し、『市民のひとりひとりが、認知症を正しく理解し、誰もが安心して暮らせる「みんなであうまち』の実現を目指して、認知症対策に取り組んでいく。」を基本理念に、①「市民ひとりひとりが認知症のことを正しく理解する」②「認知症の状態に応じた認知症の人とその家族を支援するための仕組みづくり（連携強化）」③「認知症の人とその家族を地域で支える人材を育成する」④「高齢者の権利・尊厳を尊重する」を基本方針として、認知症施策を進めていきます。

（基本的な施策 1）認知症予防の充実・強化

今後、すべての市民が、認知症は予防することが可能である疾患であること、また、認知症になっても適切なケアと生活習慣の改善、治療等により進行の速度を遅らせることが大切であるということを理解できるように、一層の啓発や広報活動、市民の学習の機会を増やすことを推進していきます。

認知症の発症を予防するには、脳の血管を守ること、脳の血液の流れをスムーズにすること、脳の細胞を活性化させることが重要とされており、これらは、生活習慣病予防・介護予防対策と同様です。現在実施している生活習慣病予防・介護予防対策は長期的にみると認知症予防対策ともいえます。そのため、壮年期からの生活習慣病の予防、継続な治療による生活習慣病の重症化予防のために医療機関（かかりつけ医等）の役割も重要です。

本市では平成 25 年度に「健康づくり推進プラン」を策定し、生涯を通じた生活習慣病予防・重症化予防・介護予防・健康づくりを推進しています。これらの事業をさらに充実させ認知症予防事業と一体的に取り組むことにより、市民の生涯を通じた認知症予防対策を図ります。

また、これらの取組みを統合的に進めていく拠点の整備を検討し、総合的な予防事業の体制を構築していきます。

●市民の予防に関する知識と意識の向上

No.	事業名 (担当課)	事業概要
	認知症を予防するための心と体の健康づくり事業 (保健福祉・認知症対策室)	地域住民が主体的に認知症予防に取り組むことができるように、認知症予防のための活動支援を行う人材である「認知症予防ファシリテーター」を養成するとともに、生活習慣病予防の視点を取り入れた教室や講演会を実施します。
	認知症啓発・早期発見事業 (保健福祉・認知症対策室)	認知症の正しい理解と啓発のため、ハンドブックの作成や街頭啓発などを行います。また、認知症の早期発見を図るため、市民が簡単にチェックできるツールを作成します。
再	認知症サポーターキャラバン事業 (保健福祉・認知症対策室)	(再掲 認知症高齢者の地域での日常生活・家族の支援の強化)

●生活習慣病・介護予防と一体化した認知症予防事業の取組み

No.	事業名 (担当課)	事業概要
	【新】認知症支援・介護予防を総合的に支援する拠点設置 (保健福祉・認知症対策室) (保健福祉・健康推進課)	市民一人ひとりが認知症の予防や早期発見が重要であることを理解し、それらの活動を実践するために、認知症支援・介護予防を総合的に支援する拠点施設の設置を検討します。
	健康教育 (保健福祉・健康推進課)	メタボリックシンドローム非該当のため特定保健指導の対象外となるが、高血圧症や糖尿病等のため生活習慣の改善が必要な人への個別保健指導や、区役所及び市民センター等で様々な健康課題をテーマとする集団教育を行います。
再	北九州市国民健康保険特定健診・特定保健指導 (保健福祉・健康推進課)	(再掲 生涯を通じた健康づくり・介護予防の推進)

再	市民センターを拠点とした健康づくり事業 (保健福祉・健康推進課)	(再掲 健康づくり・介護予防・生活支援サービスの基盤整備の推進)
再	介護予防に関する普及・啓発事業 (保健福祉・健康推進課)	(再掲 生涯を通じた健康づくり・介護予防の推進)
再	百万人の介護予防事業 (保健福祉・健康推進課)	(再掲 生涯を通じた健康づくり・介護予防の推進)
再	高齢者のための筋力向上トレーニング啓発事業 (保健福祉・健康推進課)	(再掲 生涯を通じた健康づくり・介護予防の推進)
再	お口の元気度アップ事業 (保健福祉・健康推進課)	(再掲 生涯を通じた健康づくり・介護予防の推進)
再	高齢者食生活改善事業 (保健福祉・健康推進課)	(再掲 生涯を通じた健康づくり・介護予防の推進)
	高齢者支援のための地域づくり事業 (保健福祉・いのちをつなぐネットワーク推進課)	市民センターなどを拠点として、保健師を中心とする地域保健関係職員が、地域住民や関係機関と連携し、地域の実情に応じた保健福祉活動を協働で行います。この活動を通して地域福祉のネットワークづくりを支援します。

(基本的な施策 2) 認知症高齢者の地域での生活を支える医療・介護体制の構築

一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯等の方が認知症になっても住み慣れた地域で生活するためには早期発見と早期対応が大切であることを本人のみならず家族や周囲の人たちが理解し、認知症の人の考えを尊重しつつ、必要な医療や介護サービスにつなげていく体制づくりが重要です。

早期発見につながる仕組みづくりとしては、市民が自分自身や家族をはじめ周囲の人が簡便に認知症のチェックを出来る仕組みづくりを検討し、進めていきます。

早期対応としては、本市独自の対策として認知症に関して不安を感じた人やその家族が気軽に受診できるよう、平成12年度から認知症の専門外来として「ものわすれ外来」(現在44医療機関)を設置し、その役割を果たしています。今後

はものわすれ外来との更なる連携を図りながら、「かかりつけ医認知症対応力向上研修会」の受講者を増やし、かかりつけ医の認知症の対応力向上にも取り組み、医療・保健・福祉との連携による認知症の予防、早期発見、早期対応を目的とした受診体制の構築を目指します。

また、医療職や介護職の複数の専門職が、認知症の疑いがある人や認知症の人及びその家族を訪問し、本人への対応や家族支援など初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行う「認知症初期集中支援チーム」を設置し、早期の対応や家族支援を強めていきます。

在宅での生活を継続するためには、切れ目なく適切なタイミングで提供される医療・介護サービスが必要です。

また認知症に起因する行動や、進行した周辺症状に対応するため、認知症の人を受け入れる医療・介護施設と連携を図りながら、鑑別診断及び急性期対応、専門医療相談等が実施できる医療拠点である「認知症疾患医療センター」の増設を行い、全市で対応できる体制を構築していきます。

介護に関しては、在宅高齢者に対して、定期の巡回や随時の対応ができるサービスや、認知症に対応した通所介護等の地域密着型サービスの充実を図ると共に、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）に、認知症型通所介護（デイサービス）と地域交流スペースを併設した、認知症に特化した施設整備の促進を図ります。

在宅生活を継続する上で、地域による支援や、介護事業者の役割も重要となっています。

認知症の急性期の対応はもちろんですが、急性期の病院等から退院した後の在宅生活を支援するため、往診のできる医師等の派遣調整や在宅医療に関する診療所等の情報提供などを行っていきます。

また、認知症の発症初期から状況に応じて、医療と介護が一体となった認知症の人への支援体制を構築するため、本市ではものわすれ外来協力医療機関の医師が順次認知症サポート医となり、地域で活動しています。認知症の人への支援体制の構築のために、今後もサポート医の養成を続けていきます。

介護に関しては、24時間対応を含めた在宅介護の支援体制の拡充も図っていきます。

こうした視点を踏まえ、医療と介護を一体的に提供するために、ICTを活用す

る等、医療関係者と介護関係者が日常密に情報共有を行い、スムーズに連携できる環境の整備を推進していきます。

一般病院においては、スタッフの認知症に対する理解不足や人員体制が整わないために、合併症を有する認知症の人の入院が困難なケースがあります。そこで、医療スタッフが認知症の理解を深めるための啓発を進めていく必要があります。

また、認知症の人に対するケアが標準化されず個人的な経験に依拠するものや、介護サービスが有機的に連携されないまま個別に実施されているケースが見受けられます。

このため、医療従事者や介護従事者の意識向上や対応力の向上等スキルアップを図るとともに地域の実情に応じた医療と介護の人材交流を推進していきます。

さらに、看護師や薬剤師などの専門家を講師とし、介護家族や介護サービス事業者等に対し、認知症の人の服薬管理の重要性や実際の対応方法を学ぶ講座を実施するなど、これまで以上に在宅生活を支える体制を強化していきます。

●早期発見・早期対応

No.	事業名 (担当課)	事業概要
	認知症の早期発見・早期対応 促進事業 (保健福祉・精神保健福祉センター)	精神科、神経内科、脳神経外科、内科などの市内の医療機関の協力により高齢者が気軽に受診できる専門外来として「ものわすれ外来（認知症についての外来窓口）」を設置し、かかりつけ医と連携しながら、認知症の早期発見・早期対応を目指します。また、認知症サポート医、協力医療機関担当医及びかかりつけ医を対象とした各研修の実施により、専門性の向上と関係機関の連携を図ります。
再	認知症啓発・早期発見事業 (保健福祉・認知症対策室)	(再掲 認知症予防の充実・強化)

	<p>【新】 認知症初期集中支援事業 (保健福祉・認知症対策室)</p>	<p>認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるために、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制の構築を目指します。</p>
--	--	--

●地域での生活を支える医療・介護サービスの構築

No.	事業名 (担当課)	事業概要
	<p>認知症疾患医療センター運営事業 (保健福祉・認知症対策室)</p>	<p>認知症に対する保健医療水準の向上を図るため設置した「認知症疾患利用センター」を有効に活用し、保健・医療・介護機関などと連携を図りながら、認知症に関する鑑別診断、急性期医療、専門医相談、研修などを実施します。また地域における認知症ケア体制の強化を目指します。</p>
再	<p>認知症初期集中支援事業 (保健福祉・認知症対策室)</p>	<p>(再掲 認知症高齢者の地域での生活を支える医療・介護体制の構築)</p>

●医療と介護の連携強化

No.	事業名 (担当課)	事業概要
再	<p>地域リハビリテーション連携推進事業 (保健福祉・保健医療課)</p>	<p>(再掲 保健・医療・福祉・地域の連携強化)</p>
再	<p>認知症啓発・早期発見事業 (保健福祉・認知症対策室)</p>	<p>(再掲 認知症予防の充実・強化)</p>
再	<p>在宅医療・介護連携推進事業 (保健福祉・保健医療課)</p>	<p>(再掲 保健・医療・福祉・地域の連携強化)</p>

●医療・介護サービスを担う人材の育成

No.	事業名 (担当課)	事業概要
	病院勤務者向け認知症研修事業 (保健福祉・認知症対策室)	病院勤務者に対し、認知症の人や家族に対応するために必要な基礎知識や、病院における認知症の人の手術や処置などの適切な実施の確保を図ることを目的とした研修を行います。
	認知症介護研修事業 (保健福祉・介護保険課)	認知症高齢者に対する介護サービスの充実を図るため、事業所の指導的立場にある人及び介護実務者に対し、認知症高齢者の介護に関する研修を実施します。
再	認知症の早期発見・早期対応促進事業 (保健福祉・精神保健福祉センター)	(再掲 認知症高齢者の地域での生活を支える医療・介護体制の構築)
再	認知症初期集中支援事業 (保健福祉・認知症対策室)	(再掲 認知症高齢者の地域での生活を支える医療・介護体制の構築)

(基本的な施策3) 認知症高齢者の地域での日常生活・家族支援の強化

地域で認知症の人を見守るためには、認知症を正しく理解し、適切に対応できることが不可欠です。

また、認知症の人の在宅生活を支えるため、医療と介護が互いの役割・機能を理解し、連携して総合的にケアを行う必要があります。

このように市民の多くが認知症を正しく理解し、認知症に対する理解を深めることで、認知症の人やその家族にとって暮らしやすいまちづくりを目指すことで、全ての市民が暮らしやすいまちの実現も目指します。また在宅の認知症の人を支援する人が参考するため、地域における様々な支援の実例を紹介していくことも検討していきます。

認知症の人やその家族を支援するためには、地域をはじめとする周囲の人々と良好な関係を築くための更なるコミュニティの構築とその充実・強化が必要とされて

います。

同時に身近なところで家族の訴えを受け止め、可能な支援を行うための仕組みづくりが大切です。

そのため、認知症に対する理解を広げる環境を整えるため、市民 10 万人が認知症サポーターとなることを目指します。さらに、サポーターとなった市民のスキルアップになる機会を増やし、街なかで困っている認知症の人に対して手を差し伸べることができるまちづくりの実現を目指します。

また、市民をはじめ関係機関が、認知症の周辺症状へ適切に対応できる体制を築くことは、その後の在宅生活を継続するためにも非常に重要です。

以上の視点を踏まえ、認知症の人を介護する家族の負担を軽減するための各種の支援策を実行していきます。

認知症による行動・心理症状の一つとして“徘徊”があります。北九州市内の警察署においても高齢者の捜索依頼件数が出されており、そのうち認知症が原因と思われるものも多数あります。そしてその中には、自力で帰宅された方や無事に保護された方もいますが、今なお行方不明のままであったり、亡くなって発見されたりするケースもあります。

今後、こうした状況を改善していくため、地域や民間・諸団体と有機的に連携した安全対策について積極的に取り組んでいきます。

また認知症の周辺症状のひとつである徘徊行動を市民によく理解してもらうため、徘徊捜索模擬訓練を各区で実施していく取り組みや、行方不明になった人の情報を認知症サポーター等に電子メールで捜索協力を依頼する登録者数の増加等、安全確保に対する取り組みを進めることにより、認知症高齢者の早期発見・早期保護につなげます。

認知症の人やその家族にとって、生活している地域の実情に応じて、いつ、どこで、どのような支援を受けられるのか理解できることが重要です。

こうした課題に応じていくため、医療・介護サービス等の社会資源の整理を行い、パンフレットの作成やホームページ等で積極的に情報を発信して、認知症に関する情報にアクセスしやすい環境を整えていきます。

また、こうした社会資源を分かりやすく表現するため、認知症ケアパスの作成普及を目指します。

さらに、認知症の人やその家族等の支援者が、早期に安心して相談できる体制

の構築が求められており、地域包括支援センター職員が市民センターを巡回するなど、市民に身近なところで相談できる様々な窓口の整備及び支援できる人材の育成を進めていきます。

●認知症の正しい理解の普及促進

No.	事業名 (担当課)	事業概要
	認知症サポーター キャラバン事業 (保健福祉・認知症対策室)	認知症の人やその家族を地域で温かく見守り、支える「認知症サポーター」の養成に取り組みます。 また、サポーターメール配信の周知や、フォローアップ研修を実施し、サポーターの活動機会の拡大に取り組みます。
	地域リハビリテーション支援 体制の確立 (保健福祉・保健医療課)	(再掲 保健・医療・福祉・地域の連携強化)
	徘徊搜索模擬訓練普及事業 (保健福祉・認知症対策室)	(再掲 認知症高齢者の地域での日常生活・家族支援の強化)
	認知症啓発・早期発見事業 (保健福祉・認知症対策室)	(再掲 認知症予防の充実・強化)

●家族介護への支援

No.	事業名 (担当課)	事業概要
再	【新】認知症カフェ普及促進 事業 (保健福祉・認知症対策室)	(再掲 認知症高齢者の地域での日常生活・家族支援の強化)
再	高齢者見守りサポーター 派遣事業 (保健福祉・認知症対策室)	(再掲 高齢者を介護する家族を支えるサービスの充実と環境整備)
再	認知症コールセンター (保健福祉・認知症対策室)	(再掲 高齢者を介護する家族への相談体制の強化)

再	認知症介護家族交流会事業 (保健福祉・認知症対策室)	(再掲 高齢者を介護する家族への相談体制の強化)
再	認知症サポーターキャラバン事業 (保健福祉・認知症対策室)	(再掲 認知症高齢者の地域での日常生活・家族支援の強化)
再	認知症地域支援推進員 (保健福祉・認知症対策室)	(再掲 認知症高齢者の地域での日常生活・家族支援の強化)
再	地域包括支援センター 運営事業 (保健福祉・いのちをつなぐネットワーク推進課)	(再掲 地域包括支援センターを中心とした身近な地域での相談・支援体制の充実)
	「介護マーク」普及事業 (保健福祉・認知症対策室)	外出先で介護していることを示す「介護マーク」を在宅で介護している家族等のうち希望者に配布し、周囲から受ける偏見や誤解の目の解消を図ります。
再	介護教室の開催 (保健福祉・障害福祉センター)	(再掲 高齢者を介護する家族を支えるサービスの充実と環境整備)

●認知症高齢者の安全確保

No.	事業名 (担当課)	事業概要
	【新】徘徊搜索模擬訓練普及事業 (保健福祉・認知症対策室)	認知症高齢者等が行方不明になったという設定のもと、地域が一体となって搜索活動の訓練を行えるよう取り組みを推進し、徘徊高齢者の早期発見につなげます。
	徘徊高齢者等位置探索サービス事業 (保健福祉・認知症対策室)	GPS を利用した 24 時間 365 日対応の位置探索システムにより、徘徊高齢者等を介護している家族からの依頼に基づき、現在地の情報を家族へ提供します。
	徘徊高齢者等 SOS ネットワークシステム事業 (保健福祉・認知症対策室)	徘徊高齢者の早期安全確保のために、警察、認知症サポーター、タクシー会社等と連携したネットワークの構築を行います。 また、メール配信登録者数の増加を目指します。

	徘徊高齢者等一時保護事業 (保健福祉・認知症対策室)	徘徊行動により保護された高齢者等が、身元不明である場合に、特別養護老人ホームにおいて一時的に保護することにより、高齢者等の安全確保を図ることを目的とします。
再	民生委員活動支援事業 (保健福祉・いのちをつなぐネットワーク推進課)	(再掲 見守り・支え合いネットワークの充実)
再	緊急通報システム事業 (消防・予防課)	(再掲 見守り・支え合いネットワークの充実)
再	北九州市オレンジ会議開催 (保健福祉・認知症対策室)	(再掲 No.地域・民間・行政が一体となった認知症対策の推進)
再	いのちをつなぐネットワーク事業 (保健福祉・いのちをつなぐネットワーク推進課)	(再掲 見守り・支え合いネットワークの充実)

●地域での日常生活の支援

No.	事業名 (担当課)	事業概要
	認知症地域支援推進員 (保健福祉・認知症対策室)	認知症になっても住み慣れた地域で生活を継続するためには、医療・介護・行政などがネットワークを構築して、認知症の人へ効果的な支援を行うことが重要です。そのため、このネットワークのコーディネーターとしての役割を担う認知症地域支援推進員を配置します。
再	【新】 (仮称) 地域相談支援事業 (保健福祉・いのちをつなぐネットワーク推進課)	(再掲 見守り・支え合いネットワークの充実)

	<p>【新】 認知症ケアパス作成普及事業 (保健福祉・認知症対策室)</p>	<p>認知症の進行度に応じた、適切なサービスの流れを確立させるため、地域資源の把握、及び将来必要数などの推計を行い、「認知症ケアパス」を作成し、普及を図ります。</p>
	<p>【新】 認知症カフェ普及促進事業 (保健福祉・認知症対策室)</p>	<p>誰もが認知症を身近に感じ、理解を深め、認知症に対する偏見や誤解等をなくすことができるよう、認知症の人とその家族、地域住民、専門職等の誰もが参加でき、集う場である「認知症カフェ」の普及を促進します。</p>
再	<p>認知症サポーターキャラバン事業 (保健福祉・認知症対策室)</p>	<p>(再掲 認知症高齢者の地域での日常生活・家族支援の強化)</p>
	<p>認知症に関する実態調査 (保健福祉・認知症対策室)</p>	<p>認知症の人(若年性認知症を含む)や家族介護者の実態・ニーズ及び医療機関や介護事業者の状況を把握するなど、今後の認知症対策の基礎資料を得ることを目的とした実態調査を行います。</p>
再	<p>認知症初期集中支援事業 (保健福祉・認知症対策室)</p>	<p>(再掲 認知症高齢者の地域での生活を支える医療・介護体制の構築)</p>
再	<p>認知症疾患医療センター運営事業 (保健福祉・認知症対策室)</p>	<p>(再掲 認知症高齢者の地域での生活を支える医療・介護体制の構築)</p>
再	<p>【新】在宅医療・介護連携推進事業 (保健福祉・保健医療課)</p>	<p>(再掲 保健・医療・福祉・地域の連携強化)</p>

(基本的な施策4) 若年性認知症施策の強化

若年性認知症の人を支援する医療・介護スタッフ等が、若年性認知症について正しく理解することが重要であり、地域での理解を深めるためにも若年性認知症に関する啓発を推進していきます。

また若年性認知症の場合、介護保険や障害者福祉サービス、障害年金等利用できるサービスが多岐にわたるため、各種窓口における担当者の若年性認知症に対する正しい理解が必要となります。

更には、本人が安心して過ごすことができ、家族の介護負担軽減につながるような居場所づくりについて検討を進めてきます。

また、本人や家族の悩みを傾聴できるような体制をつくり、医療や介護など必要なサポートへのつなぎを行います。

若年性認知症への総合的な支援を進めていく上で、本人・家族の実態について把握し、課題解決に向けた施策を推進していきます。

若年性認知症は進行が早い上、現役世代で発症するとその後の本人や家族に及ぼす社会的・経済的影響がかなり大きいことから、職場での早期発見が重要となります。よって、産業医をはじめとして企業に働きかけ、配置転換等雇用の継続につながるような工夫等、若年性認知症への理解や早期受診・早期対応の仕組みづくりを積極的に進めていきます。

●若年性認知症の支援体制の強化

No.	事業名 (担当課)	事業概要
再	認知症疾患医療センター運営 事業 (保健福祉・認知症対策室)	(再掲 認知症高齢者の地域での生活を支える医療・介護体制の構築)
	若年性認知症介護家族交流会 事業 (保健福祉・認知症対策室)	若年性認知症の人を介護している家族を対象として、家族同士が励まし合い、認知症の介護について学び合うための交流会を開催していきます。
	若年性認知症支援者向け研修 (保健福祉・認知症対策室)	若年性認知症の人が安心して日々を過ごしていけるよう、支援者の理解・対応力の向上を図るための研修会を開催していきます。

再	認知症地域支援推進員 (保健福祉・認知症対策室)	(再掲 認知症高齢者の地域での日常生活・家族支援の強化)
再	認知症に関する実態調査 (保健福祉・認知症対策室)	(再掲 認知症高齢者の地域での日常生活・家族支援の強化)
再	【新】認知症カフェ普及促進事業 (保健福祉・認知症対策室)	(再掲 認知症高齢者の地域での日常生活・家族支援の強化)

●早期発見・早期診断

No.	事業名 (担当課)	事業概要
再	若年性認知症支援者向け研修 (保健福祉・認知症対策室)	(再掲 若年性認知症施策の強化)
	若年性認知症対策事業 (保健福祉・認知症対策室)	若年性認知症への理解や早期受診に向け、若年性認知症の人と家族、支援者向けのパンフレットやリーフレット等の作成・配布を行います。

(基本的な施策5) 地域・民間・行政が一体となった認知症対策の推進

認知症の問題に早期に対応し、認知症の人や家族が求めるニーズにきめ細やかに応えていくためには、地域・民間・地域包括支援センターをはじめとする行政等が協働して、認知症を地域全体で支える体制を構築することが大切です。

そのため、小中学校をはじめとする教育機関で認知症について学ぶ機会を増やすことや、民間で働く従業員へ認知症の予防を含めた正しい理解や対応力の向上を図ります。

また企業等に対しては従業員が家族を介護している場合、介護に関する理解と

支援を呼びかけていくことを推進していきます。

更に、徘徊高齢者等の安全確保に関しても、可能な限り協力できる体制について検討を行っていきます。

そのために、従来のように行政が中心となって策定される認知症施策の推進計画のみではなく、地域・民間・行政等、認知症の人を支える全ての関係者が、それぞれの分野を超えて認知症について共通の目標を持ち、共に取り組みを行えるよう体制の整備を進めます。そのために、個人情報取り扱いや安全確保に関しても十分に留意しながら、スムーズな連携ができる体制づくりを目指します。

さらに、誰もが認知症を身近に感じ、理解を深め、認知症に対する偏見や誤解等をなくすことができるよう、認知症の人とその家族、地域住民が共に取り組むことができる活動や居場所づくりを推進します。

●協働の取組みの推進

No.	事業名 (担当課)	事業概要
	北九州市オレンジ会議開催 (保健福祉・認知症対策室)	総合的な認知症対策を推進するため、庁内・外の関係部局による会議体を設置し、地域・民間・行政等が協働として、認知症を地域全体で支える体制を構築します。
再	いのちをつなぐネットワーク事業 (保健福祉・いのちをつなぐネットワーク推進課)	(再掲 見守り・支え合いネットワークの充実)
再	認知症サポーターキャラバン事業 (保健福祉・認知症対策室)	(再掲 認知症高齢者の地域での日常生活・家族支援の強化)
再	認知症啓発・早期発見事業 (保健福祉・認知症対策室)	(再掲 認知症予防の充実・強化)
再	【新】徘徊搜索模擬訓練普及事業 (保健福祉・認知症対策室)	(再掲 認知症高齢者の地域での日常生活・家族支援の強化)

【施策の方向性3】高齢者を支える家族への支援

《具体的な取組み》

認知症など介護が必要な高齢者が、住み慣れた地域で心豊かに生活していくためには、介護保険などの公的なサービスとあわせて、家族など身近な人による見守りや介護が大きな役割を果たします。

しかしながら、高齢者を介護する家族においては、「将来への不安」「身体的な負担感」「孤立感（他に介護を任せる人がいない）」など、様々な悩みを抱えながら介護にあたっている現状があります。

また、高齢者が高齢者を介護する、いわゆる「老老介護」の世帯については、介護疲れを起こしたりすることを防ぐ必要があります。

さらに、大都市圏では現役世代が親の介護のために離職する、「介護離職」が問題となっています。本市でも、親の介護のため本市にUターンする現役世代の受け皿づくりや、男性の介護への参画促進による女性の介護負担軽減などを考えていく必要があります。

こうした現状を踏まえ、家族介護者の介護に対する負担感や不安を軽減し、地域社会全体で高齢者と家族をともに支える体制づくりを推進します。

（基本的な施策1）高齢者を介護する家族への相談体制の強化

高齢者を介護する家族の不安や負担を軽減するため、家族同士の交流の機会の提供を行い、同じ悩みを抱える家族介護者の仲間づくりを通じて孤立感の解消を図ります。

また、介護や認知症についての知識や、介護保険などのサービス・制度について、身近な相談やきめ細やかな情報提供を行うとともに、相談窓口の広報や情報発信をさらに進めていくなど、相談体制を強化します。

●介護者相互の交流機会の提供

No.	事業名 (担当課)	事業概要
	認知症介護家族交流会事業 (保健福祉・認知症対策室)	認知症の人を介護している家族を対象として、家族同士が励ましあい、認知症の介護について学び合うための交流会を開催していきます。

●行政等による相談窓口機能の充実

No.	事業名 (担当課)	事業概要
再	地域包括支援センター 運営事業 (保健福祉・いのちをつなぐネットワーク推進課)	(再掲 地域包括支援センターを中心とした身近な地域での相談・支援体制の充実)
	認知症コールセンター (保健福祉・認知症対策室)	認知症の人やその家族に対して、認知症の知識や介護技術のみならず、精神面も含めた支援が必要です。このため、認知症の人やその家族がかかえる不安や悩みなどが気軽に相談できるよう、認知症介護経験者等が対応するコールセンター設置し、認知症の人や家族への精神面での効果的な支援を行います。
再	あんしん法律相談事業 (保健福祉・高齢者支援課)	(再掲 高齢者の権利擁護の推進)
	高齢者排泄相談事業 (保健福祉・認知症対策室)	主に尿もれや頻尿など、排泄に関して悩みのある高齢者やその家族、あるいはかかりつけ医やケアマネジャーなどが気兼ねなく相談できる排泄ケアの専門相談窓口として、「電話相談」と「相談会」を実施します。また、高齢者の排泄ケアに関する知識の普及・啓発のため、研修会などを開催します。
再	介護サービス相談員派遣事業 (保健福祉・介護保険課)	(再掲 地域包括支援センターを中心とした身近な地域での相談・支援体制の充実)

(基本的な施策2) 高齢者を介護する家族を支えるサービスの充実と環境整備

高齢者を介護する家族に向けてのサービスを充実させ、家族介護者の負担の軽減を図るとともに、身近な施設による家族支援の取組みの情報発信を行うなどサービス・制度の周知に努めていきます。

また、就労している家族介護者の負担を軽減するため、企業等の事業者に対し、ワーク・ライフ・バランスに関する出前セミナーやアドバイザー派遣を行うなど、仕事と介護等との両立への理解を促進し、働きやすい職場環境づくりを働きかけます。

●高齢者を介護する家族を支えるサービス

No.	事業名 (担当課)	事業概要
	高齢者見守りサポーター 派遣事業 (保健福祉・認知症対策室)	認知症などの高齢者を介護している家族の精神的・身体的負担を軽減するため、研修を受講したボランティアが、高齢者の自宅を訪問し、見守りや話し相手を行います。
	家族介護慰労金支給事業 (保健福祉・認知症対策室)	重度の介護を要する高齢者を、介護保険のサービスを利用せずに介護している家族への慰労として、年額10万円を支給します。
	介護教室の開催 (保健福祉・障害福祉センター)	実践的な介護・介助方法や介護の心得などについて介護福祉士、理学療法士、作業療法士、歩行訓練士などが指導します。
再	在宅高齢者等 おむつ給付サービス事業 (保健福祉・高齢者支援課)	(再掲 在宅生活を支援するサービスの充実)
再	在宅高齢者等寝具洗濯 乾燥消毒サービス事業 (保健福祉・高齢者支援課)	(再掲 在宅生活を支援するサービスの充実)

●高齢者を介護する家族を支える環境の整備

No.	事業名 (担当課)	事業概要
	企業等でのワーク・ライフ・ バランスの取組み支援 (子ども家庭・男女共同参画 推進課)	企業等の事業者に対して、仕事と介護等との両立への一層の理解を働きかけていくため、企業等への出前セミナーやアドバイザー派遣等を通じて現役世代への情報発信や社員等の介護への理解の促進を図ります。

各論 3

目標③【安心】

住み慣れた地域で安心して暮らせるまち

【施策の方向性 1】身近な相談と地域支援体制の強化

《具体的な取組み》

単身高齢者世帯や高齢者夫婦のみ世帯の増加に伴い、相談内容が複雑かつ多様化し、在宅医療や認知症対策、虐待対応等、高度な専門性が必要な案件が増加しています。

また、家族等による日々の支援がないため、生活上の些細な困りごとを支える高齢者も増加しています。

高齢者ができる限り住み慣れた地域で健やかに安心して暮らせるように、地域包括支援センターを中心に、保健・医療・福祉・地域関係者の連携を強化し、身近なところで気軽に相談できる体制づくりを進めます。また、高齢者に適切なサービスを提供できるように、地域包括支援センター職員がより多くの専門職と連携しスキルアップに取り組むとともに、地域特性を活かしたサービス提供の充実に取り組めます。

（基本的な施策 1）地域包括支援センターを中心とした身近な地域での相談・支援体制の充実

高齢者の複雑・多様化する相談に適切に対応するため、地域包括支援センターの機能強化・相談体制の更なる充実を図ります。

高齢者が身近な地域で気軽に相談できるように、地域包括支援センター職員が市民センターを巡回して相談を受ける窓口（地域包括支援センターブランチ）を順次設けるなど、重層的な相談支援体制づくりを進めます。

また、地域ケア会議は、介護保険法の改正において、地域包括ケアシステムの実現に向け、地域包括支援ネットワーク構築のための有効なツールとして取り組みを進めることとされ、地域支援事業として位置づけられました。

本市においては、既に実施されている地域包括支援センターの個別事例会議を自立支援により一層主眼を置き、専門職からのアドバイスを加えた「地域ケア個別会議」として整理し、個別課題解決の機能向上を図るとともに、事例検討を通じ、地域に共通する課題を発見・把握し、会議の積み重ねを通じて地域関係者等とのネットワークの構築を推進していきます。

また、統括支援センターが実施する区レベルの「包括ケア会議」においては、「地域ケア個別会議」からの報告を受け、専門多職種構成員との協議を通じ、関係者とのネットワークの更なる構築、地域課題の把握、地域づくりや地域資源の開発について検討をしていきます。

さらに、区レベルの「包括ケア会議」で得られた政策課題を市レベルの「高齢者支援と介護の質の向上推進会議」に挙げ、地域ニーズを社会基盤の整備につなげて

いく有効な方法を普遍化する一連の仕組みづくりを行います。

●地域包括支援センターの運営

No.	事業名 (担当課)	事業概要
	地域包括支援センター 運営事業 (保健福祉・いのちをつなぐネットワーク推進課)	高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続できるように、市民に身近な市民センターや区役所で、高齢者や家族、関係者などからの、保健・医療・福祉や権利擁護に関する幅広い相談に応じます。相談には、自宅を訪問するなど迅速に対応するとともに、地域ケア会議の開催などを通じ関係機関や地域団体、区役所などと適切に連携し、多くの専門職やNPO やボランティアによる支援にも結びつけ、地域包括ケアシステム構築を中心となって推進します。

●様々な相談窓口機能の充実

No.	事業名 (担当課)	事業概要
	高齢者住宅相談事業 (保健福祉・高齢者支援課)	各区役所において、介護を必要とする高齢者の住まいの改良に関する一般的な相談や、高齢者仕様の住宅建築などに関する専門的な相談に応じ、これらの方々の在宅生活を支援します。
	介護サービス相談員派遣事業 (保健福祉・介護保険課)	介護保険施設などの介護サービス現場に、利用者・家族と事業所との橋渡し役として相談員を派遣し、利用者・家族からの相談に応じ、疑問・不満・不安の解消を図ります。
	心配ごと相談所運営委託事業 (保健福祉・いのちをつなぐネットワーク推進課)	高齢者などの生計や家庭に関する問題など、民生委員が主体となって様々な心配ごとの相談に応じる「よろず相談」として、区役所や生涯学習センターなど、市民の身近なところで気軽に相談できる窓口を設置します。

	出張所の機能強化 (市民文化スポーツ・区政課)	市民サービスの向上を図るため、大里、曾根、島郷、折尾、上津役、八幡南出張所の保健福祉相談窓口において、高齢者福祉、福祉医療、障害者福祉などに関する相談対応や申請書の受付を行います。
--	----------------------------	--

(基本的な施策2) 保健・医療・福祉・地域の連携強化

今後増加が見込まれる高齢者の在宅での療養生活を支えるため、在宅医療・介護連携の中核的役割を担う「在宅医療連携拠点」を設置し、在宅医療と介護の連携をさらに推進していきます。

また、保健・医療・福祉関係者、地域住民、行政などが連携しながら、「在宅介護」「認知症対策」「健康づくり」など、様々な課題に主体的に取り組む体制づくりを進めます。

●在宅医療・介護連携の推進

No.	事業名 (担当課)	事業概要
	【新】 在宅医療・介護連携推進事業 (保健福祉・保健医療課)	在宅医療連携拠点を整備し、在宅医療に関する専門相談への対応や多職種連携(情報共有の仕組みづくり、多職種連携研修など)の推進にかかる取組みを行います。また、在宅同行訪問研修や円滑な退院調整への支援を実施し、病院と在宅医療提供機関との連携を推進します。さらに、在宅医療にかかる診療所等の情報集約、在宅医療従事者研修、普及啓発講演会等を実施し、人材育成と普及啓発を図ります。あわせて、在宅医療連携拠点の評価を行う仕組みの導入を検討するほか、在宅医療資源調査等を活用し、評価指標・目標値を設定するなど、在宅医療と介護の連携を推進します。
	かかりつけ医の普及啓発 (保健福祉・保健医療課)	身近な地域で、日常的な診療、健康相談や保健指導等を行うとともに、必要に応じて、適切な医療機関や専門医を紹介してくれる「かかりつけ医」について、市民に分かりやすく普及啓発を図っていきます。

	かかりつけ歯科医の普及啓発 (保健福祉・健康推進課)	歯科保健医療は、「食べること」や「話すこと」を通して、生きていく上での基本的な生活基盤を支えています。かかりつけ歯科医は、高齢者の日常的歯科診療や訪問歯科診療、地域における健康づくりや介護予防において重要な役割を担い、高齢者の自立支援や社会参加に貢献しており、その普及啓発を行い定着を図ります。
	かかりつけ薬剤師等啓発事業 (保健福祉・医務薬務課)	市民を対象に、かかりつけ薬局や薬剤師をもつことのメリットや医薬分業、医薬品や健康食品の適正使用、ジェネリック医薬品などについて周知するため、「くすりのセミナー」を実施します。
再	認知症の早期発見・早期対応 促進事業 (保健福祉・精神保健福祉センター)	(再掲 認知症高齢者の地域での生活を支える医療・介護体制の構築)

●保健・医療・福祉の連携強化

No.	事業名 (担当課)	事業概要
	保健・医療・福祉・地域 連携システムの推進 (保健福祉・いのちをつなぐネットワーク推進課)	子どもから高齢者まですべての人が住み慣れた地域で安心して暮らしていくため、地域住民をはじめ、地域団体、保健・医療・福祉団体、民間事業者、行政などの関係機関が、相互に連携・協働して支援の必要な人を地域で支えていく取組みの検討を通して、地域福祉の推進を図ります。
	地域リハビリテーション 連携推進事業 (保健福祉・保健医療課)	高齢者や障害のある人が、住み慣れた地域で、安全にいきいきとした生活を送ることができるよう、本市の優れたリハビリテーション資源を活かし、医療機関相互の連携を強化するとともに、人材育成を図るなど、保健・医療・福祉が密接に連携した地域リハビリテーション支援体制の確立に取り組みます。

【施策の方向性2】高齢者を支える介護サービス等の充実

《具体的な取組み》

高齢者が、支援や介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で安心して生活が続けられるよう、介護保険サービスに加え、民間企業やNPO、ボランティアなど多様な主体による在宅福祉サービスや生活支援サービスの充実を図るとともに、地域に根差した高齢者福祉施設の整備を進めます。

また、介護保険制度が安定的に運営されるよう、要介護認定や保険給付の適正化に努めるとともに、質の高いサービスを安定的に提供するため、人材の確保・育成に向けた取組みを推進します。

（基本的な施策1）介護保険制度の適正な運営

公平・公正な要介護認定を行うため、本市独自の介護認定審査会平準化委員会を設置し、審査判定の適正化を図るとともに、認定調査員、認定審査会委員及び主治医への研修等を実施します。

介護サービス事業者に対しては、介護給付の適正化やサービスの質の向上を図るため、計画的な指導やケアプランチェック等を実施します。

また、所得の低い高齢者に対して、介護保険料の軽減や高額介護サービス費などの利用料の負担を軽減する施策を実施し、制度周知を図っていきます。

●公平・公正な要介護認定のための取組み

No.	事業名 (担当課)	事業概要
	要介護認定の適正化 (保健福祉・介護保険課)	要介護認定の迅速化・平準化を図るため、介護認定審査会平準化委員会を設置し、定期的を開催します。 介護認定審査会を1箇所集中方式で開催し、介護認定審査会の効率的な運営を行うとともに、審査判定に関わる審査会委員や認定調査員及びかかりつけ医への研修などを実施します。

●保険給付の適正な実施に向けた取組み

No.	事業名 (担当課)	事業概要
	保険給付の適正化 (保健福祉・監査指導課)	介護保険サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図るため、県及び関係各課との連携のもとで、サービス提供事業者への指導を計画的かつ機動的に行います。
	ケアプランチェック実施 (保健福祉・介護保険課)	居宅介護支援事業所を訪問し、要介護者などに適切なサービスが提供されるよう、本人や家族のニーズに合った居宅サービス計画（ケアプラン）が作成されているかを検証します。
	新規事業所への支援 (保健福祉・介護保険課)	新規参入したサービス提供事業者に対して、本市独自の取組みや事務手続きの周知、適正なサービス提供のために必要な情報提供などを行います。

●低所得者への負担軽減

No.	事業名 (担当課)	事業概要
	高額介護サービス費 (保健福祉・介護保険課)	介護保険サービスを利用している人に対し、1カ月の利用者負担が一定の上限額を超えた場合、超えた額を払い戻し、利用者負担の軽減を行います。
	特定入所者介護サービス費 (補足給付) (保健福祉・介護保険課)	市民税世帯非課税で介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設）・ショートステイを利用している人の居住費（滞在費）・食費について、所有する資産等を勘案した上で、利用者負担の軽減を行います。
	社会福祉法人による 利用者負担軽減 (保健福祉・介護保険課)	生計が困難な低所得者に対し、社会福祉法人が実施する介護保険サービスを利用する場合に利用者負担の軽減を行います。利用者負担の軽減を行った社会福祉法人に対しては、その一部を助成します。

	<p>市民税課税世帯に対する 特例減額措置 (保健福祉・介護保険課)</p>	<p>高齢者夫婦などの市民税課税世帯で、一方が施設に入った場合に在宅で生活する配偶者の収入が一定額以下となるなど、一定の要件に該当する場合、利用者負担の軽減を行います。</p>
	<p>ホームヘルプサービスの 利用者負担軽減 (保健福祉・介護保険課)</p>	<p>障害者総合支援法（旧・障害者自立支援法）の対象であった障害のある人で一定の要件に該当する人に対し、ホームヘルプサービスの利用者負担の軽減を行います。</p>
	<p>【新】低所得者への介護保険料軽減の強化 (保健福祉・介護保険課)</p>	<p>介護保険法に基づいた公費の投入により、市民税世帯非課税者の介護保険料の負担割合を軽減します。</p>
	<p>申請による介護保険料の 負担軽減 (保健福祉・介護保険課)</p>	<p>【見直し中】市民税世帯非課税者のうち、特に保険料の負担が困難な人に対し、一定の要件に該当する場合、申請により介護保険料の軽減を行います。</p>
	<p>その他利用料・保険料の 負担軽減 (保健福祉・介護保険課)</p>	<p>本来適用すべき利用料・保険料を支払えば、生活保護が必要な状態になる場合に、より低い段階の利用料・保険料を適用し、負担の軽減を行います。また、災害など特別な理由で、利用料・保険料の支払が困難な人に対し、一定の要件に該当する場合、負担の軽減を行います。</p>

（基本的な施策2）介護サービスの質の向上と人材育成の推進

介護保険制度を円滑に実施・運営していくためには、サービスの担い手となる人材を確保するとともに、サービスの質を向上させることが重要になります。そのため、質の高いサービスを提供する人材の確保・育成に取り組むとともに、介護サービス従事者等に対する研修の実施など、介護保険制度の円滑な実施・運営に向けた仕組みづくりを関係団体との協働により推進していきます。

●人材の確保・育成

No.	事業名 (担当課)	事業概要
	福祉人材バンク運営事業 (保健福祉・介護保険課)	福祉人材の無料職業紹介事業を行う「福祉人材バンク」において、求人・求職者への無料相談及び就労斡旋業務、合同就職面談会の開催、広報活動などに取り組み、福祉人材の確保を支援します。
	潜在的有資格者への就労支援 (保健福祉・介護保険課)	介護福祉士やホームヘルパーなどの資格を有しながら、介護職に就労していない潜在的有資格者を対象に、介護施設の見学と研修等を一体的に実施する就労支援セミナー事業や市内の介護事業所へ派遣する介護人材就労サポート事業などを実施し、潜在的な介護人材と介護事業所との就労に向けたマッチングを支援します。
	介護サービス従事者への研修 (保健福祉・介護保険課)	介護サービスの質の向上とスキルアップを目的として、介護サービス従事者を対象に、必要な知識・技能を習得するための基礎的・専門的研修など多様なテーマの研修を実施します。また、研修の実施にあたっては、ケアマネジメントや医療の専門性を高めるため、関係機関との連携により研修内容の充実を図ります。
	社会福祉施設従事者研修事業 (保健福祉・総務課)	老人福祉施設、障害者福祉施設、保育所などの社会福祉施設において利用者のニーズにあった質の高いサービスが提供されるよう、施設職員の経験に応じた階層別研修や課題別・職種別にカリキュラムを設定した専門研修など、従業員の資質の向上に効果的な研修を効率的に実施し、福祉サービスを担う人材の確保を図ります。
	介護サービス事業経営者 への研修 (保健福祉・介護保険課)	介護サービス事業の経営者（事業主）を対象に、雇用管理の必要性・重要性や法令順守についての理解を促進するための研修を実施し、働きやすい職場環境づくりを促進します。

再	認知症介護研修事業 (保健福祉・介護保険課)	(再掲 認知症高齢者の地域での生活を支える医療・介護体制の構築)
---	---------------------------	----------------------------------

(基本的な施策3) 地域に根ざした高齢者福祉施設の整備

介護が必要になっても、できるだけ住み慣れた地域で安心して生活できるよう、今後の高齢化ピーク時以降の中長期的な見込みも考慮し、既存施設の整備状況、在宅と施設のバランス、待機者の状況等を踏まえ、地域に根ざした高齢者福祉施設の計画的な整備を進めます。

●施設や居住系サービス等の提供

No.	事業名 (担当課)	事業概要
	介護保険サービスの提供 【施設・居住系サービス】 (保健福祉・介護保険課)	施設やグループホームなどにおいて、介護が必要な高齢者に、日常生活上の介助や機能訓練などのサービスを提供します。
	特別養護老人ホーム等の整備 (保健福祉・介護保険課)	在宅での介護が困難となった高齢者が入所する特別養護老人ホームや、認知症の高齢者が入居するグループホームを整備します。整備にあたっては、地域の高齢者の多様なニーズに沿ったサービスが提供されるよう、小規模特別養護老人ホームにグループホームと小規模多機能型居宅介護を併設した複合的な施設や、グループホームに小規模多機能型居宅介護などを併設した事業所を整備します。
	特別養護老人ホームへの 入所円滑化の促進 (保健福祉・介護保険課)	入所申込者の要介護度に加え、身体・心理状況及び介護者の状況などを評価し、施設長などの施設職員と施設職員以外の第三者委員で構成される「入所検討会議」で検討された「入所順位優先者名簿」に基づき入所の必要性の高い方から入所を行い、特別養護老人ホームへの入所の円滑化を図ります。

(基本的な施策4) 在宅生活を支援するサービスの充実

地域包括ケアシステムの構築に向け、高齢者の自立支援と尊厳の保持を基本に、高齢者ができる限り住み慣れた地域で安心して生活していけるよう、小規模多機能型居宅介護や定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の介護保険の在宅サービスの充実をはじめ、高齢者の状態像やニーズを踏まえた、多様な主体による多様なサービスの充実を図ります。

●介護保険サービスの提供

No.	事業名 (担当課)	事業概要
	介護保険サービスの提供 【在宅サービス】 (保健福祉・介護保険課)	高齢者が住み慣れた地域で、能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、訪問介護・通所介護などの居宅介護サービスや、小規模多機能型居宅介護などの地域密着型サービスを提供します。

●介護予防・生活支援サービスの提供

No.	事業名 (担当課)	事業概要
	介護予防・生活支援サービスの提供 (保健福祉・介護保険課)	要支援者が利用する予防給付のうち訪問介護と通所介護を、市町村が実施する地域支援事業へ移行し、介護サービス提供事業者をはじめ社会福祉法人やNPO、民間企業、ボランティアなど、多様な主体による多様なサービスを提供できる仕組みである介護予防・日常生活支援総合事業を実施します。

●それ以外の在宅福祉サービスの提供

No.	事業名 (担当課)	事業概要
	訪問給食サービス (保健福祉・高齢者支援課)	栄養管理・改善が必要な一人暮らしの高齢者に、栄養のバランスのとれた食事を届け、在宅生活を支援するとともに、利用者の安否を確認し、健康状況に異変があった場合には、関係機関への連絡などを行います。

日常生活用具給付事業 (保健福祉・高齢者支援課)	一人暮らし高齢者などに対して、介護保険の対象になっていない火災警報器・自動消火器・電磁調理器を給付します。
在宅高齢者等 おむつ給付サービス事業 (保健福祉・高齢者支援課)	原則として、要介護度3以上の認定者で、失禁などのため常時おむつを使用することが必要な在宅の寝たきり又は認知症高齢者などに対して、おむつなどの給付を行います。
在宅高齢者等寝具洗濯 乾燥消毒サービス事業 (保健福祉・高齢者支援課)	在宅の寝たきり高齢者などが使用している寝具の洗濯乾燥消毒サービスを行うことにより、利用者の健康増進と生活環境の改善及び介護者の労力と経済的負担の軽減を図ります。
在宅高齢者等 訪問理美容サービス事業 (保健福祉・高齢者支援課)	理髪店・美容院に行くことができない在宅の寝たきり高齢者などを対象に、各家庭を訪問し、理容・美容サービスを提供することにより、利用者の衛生の維持及び介護者の負担軽減を図ります。
粗大ごみ持ち出し サービス事業 (環境・業務課)	高齢者、妊産婦、障害のある人、傷病者、年少者のみで構成された世帯を対象に、収集作業員が屋内などから粗大ごみの持ち出しを行います。
ふれあい収集 (環境・業務課)	ごみステーションに家庭ごみを出すことが困難なひとり暮らしの高齢者等を対象に玄関先での収集を実施します。
在日外国人高齢者 給付金事業 (保健福祉・高齢者支援課)	年金の受給権を制度上得ることができなかった外国人高齢者に対して、国の制度が整うまでの経過措置として、福祉的な給付金を支給します。

(基本的な施策5) 安心してサービスを利用できる体制づくり

高齢者やその家族が適切なサービスを選択・利用できるように作成した介護サービス標準契約書(介護サービスの提供にかかる契約に関して標準となる契約書)については、引き続き新規サービス事業者への利用啓発を積極的に行っていきます。

また、サービスを提供する事業者の情報や本市が実施する高齢者に関するサービスについて積極的な情報提供に取り組みます。

●適切なサービスを選択・利用するための情報提供の推進

No.	事業名 (担当課)	事業概要
	<p>介護サービス利用標準契約書の普及 (保健福祉・介護保険課)</p>	<p>安心して介護保険サービス利用に係る契約を締結できるよう、利用者と事業者双方の権利義務関係を明確にするとともに、双方を保護する観点から、市と福岡県弁護士会北九州部会との協働で作成した標準的な契約書について周知を図ります。</p>
	<p>市民への広報・周知 (保健福祉・介護保険課)</p>	<p>介護保険制度の理解を深め、制度の趣旨や内容の周知を図るため、出前講演や出前トークを行います。また、介護保険サービス利用者を利用状況を記載した給付費通知を送付します。</p>

【施策の方向性3】権利擁護・虐待防止の充実・強化

《具体的な取組み》

認知症高齢者等の権利や財産を守る権利擁護の取組みを、市民や関係機関等との協働により推進します。

また、すべての高齢者の権利が尊重され、その人らしく安心して生活できるよう、地域や関係機関等との連携により、虐待の早期発見から迅速かつ適切な対応・継続的な見守りまでの一貫した虐待防止の取組みを推進します。

（基本的な施策1）高齢者の権利擁護の推進

認知症高齢者等が増加していく状況を踏まえると、権利擁護の重要性はますます高まっていくことから、市民向け啓発セミナー等を開催して周知を図るとともに、弁護士や司法書士、権利擁護・市民後見センター「らいと」、北九州成年後見センター「みると」等の関係機関との連携を強化して、権利擁護を図る上で重要な制度である成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の利用を促進します。さらに、成年後見制度のニーズの高まりに対応するためには、親族や弁護士等専門職に加えて市民による後見活動が必要になることから、市民後見人の育成及び活用に取り組み、市民後見を推進するための体制整備を充実・強化します。

●権利擁護の推進

No.	事業名 (担当課)	事業概要
	成年後見制度利用支援事業 (保健福祉・高齢者支援課)	「成年後見制度」の利用促進のため、制度の利用に係る相談や啓発を行います。また、必要に応じて市長が家庭裁判所へ後見等の申立てを行うとともに、生活保護受給者などの場合は、その申立費用や後見人報酬を助成します。
	あんしん法律相談事業 (保健福祉・高齢者支援課)	高齢者又はその家族などを対象に、「借地・借家」「相続」「金銭管理」「近隣とのトラブル」など民事・刑事上の法律に関わる問題について、福岡県弁護士会北九州部会の協力を得て、各区役所において無料で法律相談を実施します。

	地域福祉権利擁護事業 (日常生活支援事業) (保健福祉・高齢者支援課)	判断能力が衰えてきた高齢者などに対し、支援員が福祉サービスの手続きや日常生活に必要な金銭管理サービス、財産管理サービスを提供します。
	市民後見促進事業 (保健福祉・高齢者支援課)	「市民後見人」を育成するとともに、「権利擁護・市民後見センター（らいと）」で法人後見を実施する等により、育成した「市民後見人」に対する活動機会の提供を図ります。
再	高齢者虐待対応 職員レベルアップ事業 (保健福祉・高齢者支援課)	(再掲 高齢者の虐待防止対策の強化)

(基本的な施策2) 高齢者の虐待防止対策の強化

高齢者虐待防止法や相談窓口である地域包括支援センターの一層の周知を図るとともに、介護サービス事業者や高齢者虐待に対応する職員に対する研修を実施して高齢者虐待対応能力の向上を図ります。

また、介護疲れや認知症に対する理解の不足、近隣との関係など様々な問題が高齢者虐待の背景にあることから、虐待を受けている高齢者及び虐待を行っている養護者を含む家族全体を支援する視点に立って対応するとともに、様々な問題が重なって複雑化した虐待事例に対応するため、市民や関係機関・団体、介護サービス事業者等との連携により、早期発見から迅速かつ適切な対応・継続的な見守りまでの一貫した虐待防止の取組みを充実します。

●総合的な虐待対策の推進

No.	事業名 (担当課)	事業概要
	高齢者虐待防止事業 (保健福祉・高齢者支援課)	地域包括支援センターを中心とした地域レベル・区レベル・市レベルの三層構造の虐待防止システムを、弁護士など専門職と連携を図りながら円滑に運用します。また、高齢者虐待防止について市民周知を図ります。

	<p>高齢者虐待対応 レベルアップ研修 (保健福祉・高齢者支援課)</p>	<p>地域包括支援センター職員を中心に、法的な知識や障害分野などの知識習得を図ります。</p>
再	<p>地域包括支援センター 運営事業 (保健福祉・いのちをつなぐネットワーク推進課)</p>	<p>(再掲 地域包括支援センターを中心とした身近な地域での相談・支援体制の充実)</p>

●施設及び介護サービス事業者による高齢者虐待防止のための取組み

No.	事業名 (担当課)	事業概要
	<p>施設及び介護サービス事業者 による高齢者虐待防止 システム (保健福祉・介護保険課)</p>	<p>高齢者へ適切なケアを提供するために必要な知識の普及・啓発を行います。 また、虐待に気づいた家族や介護サービス従事者などが相談・通報・届出するための窓口を設置します。 虐待と判断された場合は、県に報告するとともに、老人福祉法や介護保険法に基づき適切な指導を行います。</p>